

放課後児童クラブの危機管理マニュアル

I部 事故防止マニュアル

施設内外事故防止と事故発生への対応

おやつ・食事提供時の事故防止と対応

感染症予防及び感染症対策

II部 防犯マニュアル

登室・帰室の安全確保

不審者侵入への対応

III部 防災マニュアル

台風等大規模自然災害への対応



IV部 児童クラブ消防計画

※各放課後児童クラブ消防計画は個別に作成

2024年度版

社会福祉法人富士見市社会福祉事業団

放課後児童クラブ



1. 事故防止マニュアル

はじめに

児童クラブにおける事故は、施設内外での事故から食中毒・不審者対応などによるものまで様々な内容があり、発生形態も多種多様です。利用する児童の安全を確保する事は、施設運営の最優先課題です。

職員は、日頃から事故等の緊急事態を想定して危機管理意識の向上に努め、緊急事態に直面した際はそれぞれの役割分担に応じた的確な対応が求められます。

この「危機管理マニュアル」に基づき、さまざまな緊急事態に冷静かつ迅速に対応し、児童の安全を確保します。

< 1 > 施設内外事故防止と事故発生への対応

(1) 事故を想定し予防する

- ① 学校敷地内の危険な場所や決まり事などを常に学校と連絡を取り合い把握します。
- ② 収集した情報に基づいて、事故を予防する方法を職員間で協議・検討し、必要な対策を取ります。
- ③ 児童と危険な場所、決まり事を確認していきます。
- ④ 緊急時に対応できるよう、職員は救命救急法の講習、応急処置講習を定期的に受講します。

(※別添1 放課後児童クラブ職員訓練予定一覧)

- ⑤ 次の諸点は日常業務の中で留意します。
 - ・敷地内、施設内に危険物を置かないこと
 - ・日頃から危険な事、危険な場所は児童と確認し、注意喚起を行うこと
 - ・一人ひとりの児童を深く理解し、行動を予測すること
 - ・児童の様子や変化を職員間で共有すること

- ⑥ ヒヤリハット報告を活用し、事故の未然防止に努めます。 (※別添2 ヒヤリハット事例記録)

(2) 事故に対応する

万一事故等が発生した場合は、可能な限り正確な情報を収集して職員間で共有し、役割分担に基づいて迅速に対応します。

(※別添3 事故(ケガ)が起こった場合の対応 体系図 ※別添4 放課後児童クラブ 緊急時報告手順)

事故発生

- ① 応急処置を行い、保護者、事務局に第1報を行う。(場合により救急要請を行う)
- ② 医療機関を受診(タクシーまたは徒歩で行く)
 - ・医療機関を受診可能か連絡する。
 - ・医療機関に行くときには保護者に確認の上、医療機関を受診する。また、かかりつけ医の確認をする。
 - ・事務局に医療機関を受診する事を連絡する。救急車を呼んだときは至急連絡する。

- ・受診をしたら、クラブに残っている職員へ状況報告の電話を入れる。
 - ・救急車を呼んだ場合には、医療機関が決まったら保護者と児童クラブ、事務局に連絡する。
- ③ 医療機関に付き添う（救急車で付き添う）職員以外は残った児童の育成支援にあたる。

(※別添5 医療機関の連絡先)

(3) 事故後の対応

- ① 事故の原因を追及し、改善策を職員間で話し合い再発防止の対策を具体化し、事務局に報告します。
- ② 児童及び保護者へ説明します。

職員は、児童及び保護者へ必要に応じて、事故発生の状況を下記に沿って説明します。

- 1 客観的な事実経過と職員の対応
- 2 児童の様子
- 3 再発防止に向けた取り組み

<2> おやつ・食事提供時の事故防止と対応

(1) 食中毒防止及び安全なおやつ・食事の提供について

- ① 職員は定期的（毎月）に保菌検査を行います。
- ② 食器、調理器具等の衛生管理・消毒を十分行います。
- ③ 定期的（年2回）に業者による害虫駆除作業を行います。
- ④ 手作りおやつ、食事作りの場合は十分加熱調理し、2時間以内をめどに食べます。
- ⑤ 市販の食品は、検品作業を適切に行い、消費期限・賞味期限を厳守します。
- ⑥ おやつ及び食事提供前は、児童に手洗い・うがいを徹底し衛生管理に努めます。
- ⑦ 調理、配膳時にはマスク、三角巾、エプロンを着用します。
- ⑧ 手作りおやつ・食事の場合、1食分を冷凍庫で14日間保管します。
- ⑨ 衛生管理の面から提供するおやつは市販品を含め、必ず施設の管理下で食べさせ、家庭に持ち帰ることのないようにします。
- ⑩ 習い事やその他の理由によっておやつの時間に食べられない場合は、早おやつ等の個別対応することとし、おやつ提供の公平性を確保します。

(※別添6 おやつ提供関係各種書式)

(2) 食物アレルギーを持つ児童への事故防止

- ① 食物アレルギーを持つ児童に対しては、個別に聞き取り調査を行い、アレルギー対応の除去食を把握し、必要な書類等を保護者と事前に確認し、事故の防止に努めます。
- ② アナフィラキシーショック症状が発生した場合は、直ちに救急要請を行い、児童がエピペン所持している場合は、緊急避難行為として保護者に確認の上、エピペンを代理使用します。

(※別添7 食物アレルギー関係各種書式)

(3) 発生時の対応

- ① 症状を把握し応急処置を行い、必要があれば救急要請を行います。
- ② 事務局に連絡します。
- ③ 保護者には事実経過と児童の状況を伝えます。
- ④ 食品を保全します。
- ⑤ 事故後の対応については、保健所等の指示に従って取り組みます。

< 3 > 感染症予防及び感染症対策

(1) インフルエンザ等の感染症予防

- ① 日頃より学校と連絡を取り、情報を交換します。
- ② 服装、手洗い、うがいの励行など児童の健康維持に留意します。
- ③ 情報を保護者に伝え、児童の健康維持に必要な取り組みを呼びかけます。
- ④ 感染症予防の学習に積極的に取り組みます。

(2) 学級閉鎖時への対応

- ① インフルエンザ等による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の場合、該当のクラスの児童は、感染症の蔓延防止のため放課後児童クラブを利用できません。
- ② 学校より閉鎖報告を受けたのち、対象クラブの保護者へメール等で報告します。
- ③ インフルエンザ等が、児童クラブの児童を通して蔓延しないよう、地域の情報把握に努め育成支援工夫します。
- ③ インフルエンザ等が、発生した時の対応は国、県、富士見市の方針に基づき対応します。
- ④ 在籍児童、職員がインフルエンザ等に罹った場合には、随時事務局に報告をします。また、週初めに事務局に定期報告をします。
- ⑤ 児童の登室開始は学校の登校開始とします。

(※別添12 学校感染症一覧)

(3) その他

- ① 放課後児童クラブにおける感染症対策は、「保育所における感染症対策ガイドライン」(2018年3月改定厚生労働省)に基づき対応します。
- ② その他、新型感染症等で緊急かつ臨時的な対応を行う場合は、行政の指示に従います。



II. 防犯マニュアル

はじめに

近年、児童が巻き込まれる事件・事故が多発しています。児童クラブ防犯マニュアルを作成し、防犯教育を進めていくとともに、児童が安心して児童クラブに通えるように、事件・事故に巻き込まれないように努めます。

<1> 登室・帰室の安全確保

(1) 安全確保のとりくみ

- ① 職員は、児童の自宅と通学路の危険箇所（危険物、交通、暗がりなど）を確認し、地図でチェックして管理します。
- ② 職員は、児童と一緒に通所経路を歩きながら、経路の確認と安全点検を行います。
- ③ 児童自身が「子ども110番の家」を避難する場所として理解できるように、職員が児童と一緒に訪問するなどの取り組みを進めます。
- ④ 「行き帰りは友達と一緒に」「保護者と決めた同じ経路を歩いて帰る」「見知らぬ人からの声かけや誘いにはのらない」などを児童に呼びかけます。
- ⑤ 児童と防犯意識を高めるために、安全教室の取り組みを進めます。
- ⑥ 危険を感じたらすぐにその場から逃げ、近くの「子ども110番の家」や大人、民家、商店などに助けを求めるよう児童に呼びかけます。
- ⑦ 緊急時に保護者や関連する部署と連絡を取り合い、適切な対応ができる体制を整えます。
- ⑧ 児童のお迎え者を事前に登録してもらい、お迎え証の携帯により確実な児童の引き渡しを行います。

(2) 児童クラブからの帰宅方法

- ① 児童の安全確保のために保護者のお迎えを基本とします。
- ② お迎えが無理な場合は、子どもたち同士で「お帰り班」をつくって帰るなどの対応をします。
- ③ やむを得ない事情で児童のみで帰宅する場合は、富士見市の夕焼け放送時間までとします。
- ④ 同じ地域の保護者同士が協力し合ってお迎えに来ていただく事、ファミリーサポートセンターの利用などの協力を依頼します。
- ⑤ 不審者情報があった場合や大震災・暴風雨・風水害の時は「お帰り班」を見合わせる場合があります。

<2> 不審者侵入への対応

1 危険の予測

(1) 危機を想定する

事務局と職員は、施設内外での安全に関する情報を、日々の児童との関わりや学校(教育機関)、地域の町会、警察などを通して収集し、共有しながら危機について予知・予見するように努めます。

(2) 危機を回避する

危険を予知した場合、職員間で協議し危険を回避する方法を検討します。

2 防止策と侵入への対応

普段からの侵入防止策の検討と侵入者があった場合の児童の安全確保について職員はどのように対応すべきかを話し合います。

(1) 不審者の侵入防止策

職員は「施設内外の安全管理の徹底」と「関係機関との協力体制の構築」「防犯訓練の実施」等を定期的に行い、防犯に備えつつ日々の育成支援にあたります。

① 施設の安全確認

施設の死角となる場所や、職員の目が届きにくい場所を確認し、それらをできる限り解消するように努めます。敷地内外の見回り、普段使用していない場所の施錠、施設の出入り口の安全確認、窓ガラス等の破損の迅速な補修などに取り組みます。

18時30分以降の時間延長時間帯は施設を施錠し、インターホン及びチャイムでお迎え者に対応します。

② 来室者への対応

職員は、防犯のために来室者に対して「あいさつ」や「声かけ」を積極的に行い、用件の確認等を行います。相手の話し方、話の内容、表情等を見極めて不審者を判断するようにします。

来室者の管理記録を行い、来室者カードを携帯してもらいます。

③ 地域及び関係機関との連携体制

不審者に対しては、地域や保護者の協力、関係機関の協力、警察や消防等の関係機関と連携して対応します。また、職員は緊急事態の際の連絡方法を把握します。

④ 不審者と遭遇した場合を想定した訓練

実地訓練を通して、職員及び児童に不審者が侵入した場合に「どのように行動すればよいか」「どんな危険があるのか」といった事を周知し、安全な避難経路の確認や避難時の注意事項の育成支援を徹底します。また、児童への注意事項として、以下の点に留意します。

- ア 不審者を見かけたら職員へ知らせる。
- イ 大人が近くにいない場合は、不審者から遠ざかる。
- ウ 付近にいる友達にも近くに不審者がいる事を知らせる。
- エ 逃げる途中で出会った大人に不審者がいた事を知らせる。

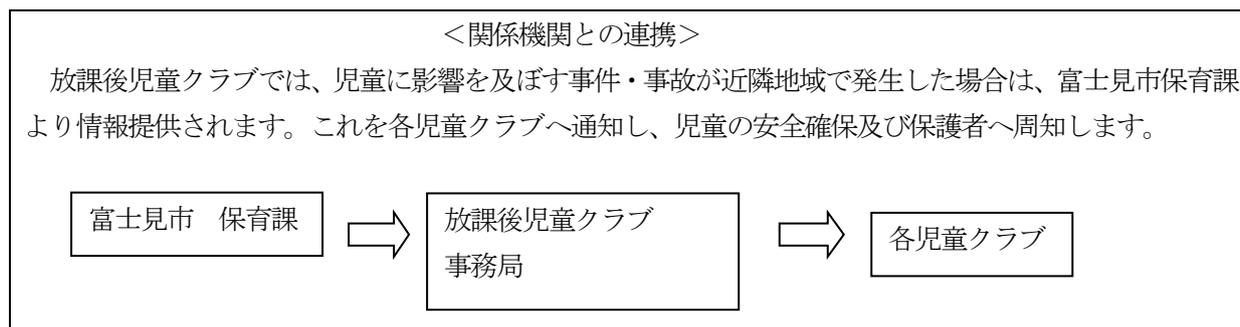
⑤ 不審者情報が入った場合の対応

警察等からの情報収集を継続して行います。また、学校や事務局とも連携していきます。

施設外での遊びを制限するなど、児童の安全を確保するための対応をします。

状況によって、保護者に連絡し、児童のお迎えを依頼します。

保護者不在の児童は、安全が確認されるまで施設に留め置く等の対応をします。



(2) 不審者が侵入した時の対応

① 児童の安全確保

万一不審者が施設内に侵入した場合は、児童の安全を最優先に考えて対応する事が職員の責務です。職員は、児童を避難させるか待機させるか等、状況を冷静に判断し適切な指示を出さなければなりません。そのため、不審者に関する情報をできるだけ多く収集し、判断の指針にします。

② 具体的対応

職員は、不審者への応対の中で言動や行動を観察し、「職員だけで対応できる場合」「関係機関への協力を依頼する場合」「関係機関が対応する場合」などを判断して、行動目標を設定します。

ア 不審者が危害を加える恐れがある場合

職員は、不審者を落ち着かせるよう努力し、児童の安全を確保し、次の危険回避策を講じます。危険があると判断した場合は、他の職員の応援を得ながら児童に避難を指示し、できる限り危険の少ない方向へ誘導します。

また、警備会社の緊急通報で施設内に異常が発生した事を外部へ伝達するとともに、警察及び事務局へ速やかに連絡します。

イ 不審者が凶器を所持していた場合

凶器の所持が疑われる場合については、児童の避難誘導を最優先に行動し、安全が確保される場所への避難を指示します。また、警察へ通報し警察官が現場へ到着するまでは、できるだけ刺激しないように慎重に行動します。ただし職員が身の危険を感じた場合は、無理せず避難する事も考え行動します。

3 事案後の対応

不審者侵入事案発生から警察の聞き取り調査等が終了し、総てが終結するまで責任を持って対応します。児童及び保護者への説明や必要に応じて地域住民への説明も行います。また、事故を検証し再発防止に向けた取り組みを行います。

(1) 児童及び保護者や地域への説明

職員は、事故発生の状況を下記に沿って整理し説明します。

- ① 客観的な事実
- ② 職員の取った対応
- ③ 児童の様子
- ④ 再発防止に向けた取り組み

* 「関係者以外立ち入り禁止」の紙などを設置する。

(2) 児童の精神的ケア

事件に直接関わった、あるいは目撃した児童の受けた心の傷は事故の大きさに比例して大きなものになると予想されます。事故後は早期に教育委員会等とも連携して専門家（精神科医、カウンセラー）によるカウンセリングを実施します。

(3) 再発防止策の検討

職員は、事実を重く受け止めて反省し、速やかに全員で協議し「侵入を許してしまった原因がどこにあったのか」「どのように改善すべきか」といった改善事項を抽出し、再発防止に努めます。

(※別添8 具体的行動指針)

Ⅲ. 防災マニュアル

はじめに

2011年3月に起こった東日本大震災では、富士見市でも震度5弱の揺れを感じ、改めてマニュアルの必要性を感じたとともに、現在の危機管理マニュアルの改訂を考える必要があると痛感しました。

さらに最近では、大雪による被害や竜巻・突風や水災害の発生など、あらゆる災害による被害に見まわれる事があります。

それを受けて、児童クラブでは過去の自然災害を教訓として、いつ起こるか分からない災害に対して、安全教育、安全管理等を常に見直し、子どもたちの命を守るためのクラブ運営に努めていきます。

<1> 台風等大規模自然災害への対策と対応

1 台風・大雪などの場合

(1) 情報の収集

- ① 事務局は、台風の発生・接近に関する気象情報を随時収集し、各児童クラブに周知します。
- ② 職員は、台風接近に伴う、各小学校の対応について情報を収集し、児童クラブの対応を協議・判断します。

(2) 学校休校の対応

- ① 台風の強風や降雨による浸水などにより、児童クラブの施設の安全が確保できない場合、公共交通機関が麻痺するほどの状態で登室の安全が確保できない場合、停電などによってクラブの機能が果たせない場合などは、市の判断により臨時休室となる場合があります。
- ② 大雪により公共交通機関が麻痺するような状態の場合、登室の安全が確保できないと判断される場合は、安全が確保された時点で市の判断により開室します。
- ③ 降雪状況や施設状況により施設の利用の安全を確保できない場合は市の判断により臨時休室します。
- ⑤ 児童の登室の際は、保護者が確実に付き添う事を前提とします。
- ⑥ 各学校から直接児童クラブまたは職員に連絡があった場合には、保護者会長から保護者会連絡網で児童クラブの対応を伝えてもらいます。また、各児童クラブは、事務局に連絡します。
保護者会長が、先に休校などの連絡を学校から受けた場合には、すぐに児童クラブに連絡を入れてもらい、児童クラブから事務局へ連絡を入れます。

2 竜巻・突風の場合

(1) 情報の把握

- ① 大気が不安定な状況の際には、インターネット、ラジオ等により最新の気象情報を入手します。
- ② 竜巻注意情報の発表や発達した積乱雲が近付くなど、竜巻(突風)発生のおそれがあると判断した場合には、屋外での活動を中止し、室内に避難し、児童保護を最優先として適切な指示を行います。

(2) 天候急変時の対応

- 屋内にいる場合
 - ・ 窓やカーテン、ドア等を閉め、窓から離れる。
- 屋外にいる場合
 - ・ 頑丈な建造物の物陰に入って、身を小さくするように対応する。

3 大震災発生の場合

(1) 地震への対策

① 施設内外の安全策

- 地震に備えて施設環境を整備します。
 - ・施設内外の整理整頓をします。(重いもの、高い場所、危険物)
 - ・棚の固定、ガラスなどへの安全策を実施します。
 - ・火気使用設備器具の転倒、落下防止措置をします。
 - ・燃料など自動停止装置の作動状況を確認します。
- 速やかに避難できるような体制を整えます。
 - ・避難経路となるべき場所に不要物などの障害物を置かないようにします。
 - ・避難訓練を実施します。



③ 地震発生時の職員の参集体制

(※別添9 緊急電話連絡網)

早朝や夕方など時間帯によっては、少人数の職員で発生時に対応する事が予想されます。このため、職員の居住地と施設との距離や通勤手段、所要時間などを考慮の上、発生時に出勤可能な職員を確認し、参集ルートと役割分担を定めます。

	行動基準	参集対象	連絡体制
警戒参集	市内で震度5弱を記録したとき	正規職員	自主参集
非常参集	市内で震度5強以上を記録したとき	正規職員、補助員	自主参集

③ 災害時組織体制

災害発生時の役割分担

放課後児童クラブ

役割名	係の仕事内容	担当者名
連絡係	① 災害発生時の児童、職員の安否確認、怪我などの確認。 ② 児童クラブの緊急時における連絡網に従い、連絡をとる。 ③ 災害キッズメールにアクセスする。 ④ 保護者と連絡をとる（連絡網を流す）。 ⑤ 災害伝言ダイヤルに録音する。	
施設係	① 児童クラブ施設内を点検。 ② 震災後の児童クラブ施設の応急危険度の判定	
避難誘導係	① 揺れがおさまったら、児童を安全な場所に避難させる。 ② 避難先で、児童の安全を確保する。	
救護係	① けが人への応急対応。 ② 医療機関の被害程度の確認（連絡係と連携）。 ③ けがの程度によっては医療機関に搬送。	

④ 児童の安否確認、保護者関係機関との連絡体制の確立(震度 5 弱以上)

- ・児童が通う各学校（各小学校、特別支援学校、私立小学校 など）と連携をとり、連絡体制を確立していきます。

○児童の引受方法を決めておきます。

- ・在籍児童が学校にいるとき — 各学校 → 保護者

※安否確認に協力していきます。

- ・児童が児童クラブにいるとき — 児童クラブ → 保護者（保護者に替わる人）

- ・在籍児童兄弟、姉妹が別々のとき（下の子は児童クラブ、上の子は学校）学校の判断に委ねます。

- ・塾や習い事などで児童クラブを欠席する場合にはどうするのか、子ども自身がどう行動するのか、家庭で話し合っておくように呼びかけます。

- ・児童のみのお帰り班を見合わせます。

⑤ 緊急時連絡票を活用します。

※ 学校等に協力を依頼します。

※ 保護者の代理になる人を決めてもらうように、保護者にも協力を依頼します。

※ 児童の受け入れは現場の安全確認（施設の安全確認、職員の安否確認）ができた場合に限りです。

⑥ 停電時にはダイヤル回線の固定電話を使用します。第1、第2、第3クラブがあるところは第1クラブに設置します。NTT 災害用伝言ダイヤルに児童の避難状況を登録し、保護者が確認できるようにします。

⑦ 保護者と児童クラブが連絡をとれるように連携をとります。

⑧ 児童の安否確認に最大限努力します。

⑨ 児童の安全を最優先にします。

⑩ 避難経路の確保

- ・全ての施設で、避難経路を確保し、利用者にわかるように掲示をします。

⑪ 防災用品の備蓄

- ・非常持ち出し袋を整備し、定期的に点検します。(年2回)

(※別添10 非常持ち出し袋 備蓄品)

⑫ 防災教育、防災訓練

- ・年に一回、全職員で避難訓練を実施します。
- ・学期に1回、各クラブで児童の避難訓練等を実施します。
- ・緊急時に備え、救命講習会を実施します。
- ・「危機管理マニュアル」「小規模消防計画」を全職員で確認します。
- ・年に一回、緊急時職員参集訓練を実施します。
- ・学期に一回、災害時伝言ダイヤル訓練を実施します。

(2) 地震への対応

1. 職員の確保

出勤中の職員を中心とし、災害発生時における組織行動を基本とします。出勤前や退勤後の被災により、事前に決めた職員数を確保できない場合は、管理責任者が参集状況に応じ、各係に職員を割り当てます。管理責任者が不在等により指揮が取れない場合は、予め決めておいた次順位の職員が指揮にあたります。

2. 発生時の行動

(1) 基本的な行動

ア 人身の安全を優先する

強い揺れが起きた時は、頭部を中心に身体を守り、受傷の危険を回避する事に努めます。職員は自らの安全を確保すると同時に、児童に対して適切な言葉をかけ、誘導します。揺れが収まってきたら、児童および職員の安否を確認します。

イ 重傷(重症)者等への対応

重傷(重症)者がいる場合には、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。

ウ 屋内外点検

- ① 強い揺れが収まってきたら、建物の損傷度合、落下・転倒した物品、ガラス片の散乱状況を確認した上で、避難経路を確保します。
- ② ガスの元栓を閉め、ガス漏れがあった場合は、電気ブレーカーを切ります。
- ③ 火災が発生した場合は、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

エ 避難に係る判断基準

区分	避難を要する事態	必要に応じ避難
判断材料	<ul style="list-style-type: none">○ 施設が倒壊する危険がある○ 施設内で火災が発生して初期消火では対応できない○ 落下や転倒する危険物が多く、受傷する恐れがある○ 近隣の建物の倒壊や延焼等の危険性がある○ その他施設内にとどまるのが危険である	<ul style="list-style-type: none">○ 施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がない○ 施設内に火の気がない○ 近隣の建物の倒壊又は火災の延焼が認められない

◎施設内にいる場合

開室直後・延長利用時間帯

開室直後や延長利用時間帯では、職員数が少なく対応が困難な状況が予想されるので、児童の送り迎えに来た保護者へ児童の誘導等の協力を求めます。

安全な場所への移動

揺れが収まってきたら避難経路の安全確認後、校庭や一時避難所等危険がない場所へ移動し、児童及び職員の安否が確認できるまでその場で待機します。

引き取りに来た方への対応

保護者が引き取りに来た場合は、来た時間を記録して児童を引き渡します。保護者の代理人と称する者が来られた場合は、予めの情報（緊急時連絡票）を活用し、身分の確認が取れてから引き渡します。

◎施設外にいる場合

戸外行事実施の場合

- ① 塀や建物からの距離を保ち、落下物による危険を避けます。また、地面の陥没等による危険にも注意します。
- ② 揺れが収まって児童及び職員の確認が完了するまで、その場で待機します。
- ③ 切れた電線、固定されていない自動販売機、ガラス等多くの危険があるので、児童の行動に注意します。
- ④ 道路上に障害物が散乱する等、児童クラブに戻る事が困難な状況となった時は、事務局及び児童クラブへ連絡し、近隣の指定避難所で待機して指示を待ちます。

◎育成支援の継続が困難な場合の対応

指定避難所への移動

（※別添11 緊急時指定避難場所一覧）

- ① 火災や施設の損傷が甚大である等、育成支援の継続が困難と判断される場合は、指定避難所へ移動し、玄関への張り紙又は立て看板で指定避難所へ移動する旨及び連絡先を掲示しておきます。移動する際は、列の前後に職員を配置して児童を誘導します。保護者に対しては、指定避難所で児童を保護している旨を伝えます。保護者の代理人が来る場合は、氏名を聞いておきます。
- ② 保護者と連絡がとれず、児童の引渡しができなくなる事が予想される場合は、事務局と対応を協議します。

3. 保護者への連絡

- ・児童及び、児童クラブの状況は災害保育キッズメール及び一斉メールで伝えます。
- ・災害時伝言ダイヤル（NTT 171）を活用していきます。
- ・保護者への連絡、所在地、引き取りに来る時間等を早急に確認します。

4. 児童への対応

- ・児童の精神的不安の軽減に努めます。

5. 児童の移送等

児童の状態を観察し、受傷や疾病の疑いがある場合は、近隣の病院で受診します。

多量の出血や意識の混濁が認められる場合等一刻を争うときは、救急搬送を要請します。可能な限り、児童票（アレルギーや既往症など児童の身体的特性を記載した書面）を職員が持参し、救急車に同乗します。児童の救急搬送が完了したら、移送先の病院を事務局および保護者へ連絡します。

なお、被災状況によっては、救急車の到着に時間を要する事もあるので、119番通報の際に事務局へ確認し、状況により職員が近隣の病院へ移送します。

6. 被災以降の施設運営

事務局を中心に、被災以降の施設運営に関する協議を行い、通常運営に必要な物資や事前に備蓄した食料、飲料水などを活用しながら、早期に施設が再開できるようにします。

7. 衛生管理

感染症等を予防するため、児童および職員に対して手洗いやうがいを励行します。なお、職員の健康状態によっては児童との接触を制限する事も検討します。

(3) 風水害・土砂災害への対応

1 施設の立地条件

(1) 施設立地場所の地形、災害危険区域等

クラブ名	河川氾濫時の 浸水想定区域	施設の近隣状況 水路等	土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域等
1. 鶴瀬			
2. 水谷			国道沿い水子地区
3. 南畑	該当 (1~2m)	新河岸川	
4. 関沢			
5. 勝瀬	該当 (0.5~1m)	砂川堀に隣接	
6. 水谷東	該当 (2~5m)	柳瀬川に隣接	
7. 諏訪	該当 (1~2m)		諏訪2丁目、鶴馬1丁目
8. みずほ台		学区内に江川	鶴馬2丁目、打越、東小原
9. 針ヶ谷			
10. ふじみ野			
11. つるせ台			

(2) 予測される施設の災害の危険性

クラブ名	危険想定
南畑	新河岸川決壊による浸水
勝瀬	砂川堀決壊による浸水
水谷東	柳瀬川決壊による浸水
諏訪	新河岸川決壊による浸水

2 災害に関する情報の入手方法

(1) 市町村から発令される避難情報の入手方法

- ・富士見市防災無線
- ・富士見市保育課⇒放課後児童クラブ事務局⇒放課後児童クラブ

(2) 災害に関する情報の入手方法

- ・ラジオ
- ・インターネット

3 災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 自治体等の連絡先

区分	機関名	住所	電話番号	
行政 機関	消防	入間東部地区消防組合消防本部	〒356-0058 ふじみ野市大井中央 1-1-19	049-261-6000
		東消防署	〒354-0021 富士見市鶴馬 1850-1	049-255-4119
		富士見分署	〒354-0015 富士見市東みずほ台 2-16-25	049-255-4117
	警察	東入間警察署	〒356-0056 ふじみ野市うれし野 1-4-1	049-269-0110
		富士見交番	富士見市鶴瀬東 2-17-36	049-251-5542
		みずほ台交番	富士見市西みずほ台 1-19-14	049-254-2516
		水谷交番	富士見市水谷 1-13-7	049-251-5664
		鶴瀬駅前交番	富士見市大字鶴馬 2643-10	049-252-9366
		ふじみ野駅前交番	富士見市ふじみ野東 1-16-5	049-266-4131
	富士見市	富士見市役所 子ども未来部保育課 放課後児童担当	〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800-1	049-251-2711
ライフ ライン	電気	東京電力志木支社	0120-995-442	
	ガス	(株)JA いるま野サービス	鶴瀬	049-230-1254
		大東ガス(株)	水谷、関沢第2、みずほ台第1、第2、針ヶ谷、ふじみ野第1、第2、第3、つるせ台	049-259-1111
		東上ガス(株)	南畑、水谷東	048-473-2111
		(有)雷隣堂	勝瀬第1、第2	049-251-0781
		(有)太陽瓦斯	諏訪第1、第2	049-251-1347
		東京プロパン	関沢第1	049-249-1050
	水道	富士見市水道課		049-251-2711
電話	NTT 東日本		0120-002-992	
学校	鶴瀬小学校	羽沢 2-1-1	049-251-0144	
	水谷小学校	水谷 1-13-3	049-251-1130	
	南畑小学校	上南畑 1280	049-251-1139	
	関沢小学校	関沢 3-24-1	049-252-2886	
	勝瀬小学校	勝瀬 676	049-262-1065	
	水谷東小学校	水子 3614	049-252-3850	
	諏訪小学校	鶴馬 1932-1	049-253-1451	
	みずほ台小学校	東みずほ台 3-21	049-253-2981	

	針ヶ谷小学校	針ヶ谷 2-38-1	049-254-4482
	ふじみ野小学校	ふじみ野東 4-4-1	049-267-2312
	つるせ台小学校	鶴瀬西 2-9-1	049-251-2112
	富士見別支援学校	上南畑 1 3 1 7	049-253-2820

4 避難を開始する時期、判断基準

- ・避難準備情報が発令されたとき
- ・土砂災害情報が発表されたとき

5 避難場所

災害の種類	地震	水害	土砂災害	火災
避難場所	別添 1 1 のとおり			
所要時間	—	—	—	—
距離	—	—	—	—

6 避難経路

- (1) 避難場所への避難経路 ※放課後児童クラブの消防計画に記載
- (2) 施設内の避難経路 ※放課後児童クラブの室内に掲示

7 避難方法

※放課後児童クラブの消防計画に記載

8. その他

台風通過等により公共交通機関が計画運休する等、事前に想定が困難な場合は、行政の指示に従い、児童、保護者、職員の安全配慮に留意し対応します。

おさない



かけない



しゃべらない



もどらない



ちがよらない



IV 児童クラブ消防計画

<1> 児童クラブ消防計画（骨子）

第1章 総 則

目 的

第1条 この計画は、消防法第8条第1項及び大規模地震対策特別措置法第7条に基づき、富士見市立放課後児童クラブ（以下「施設」という。）の防災管理業務について必要な事項を定め、火災・大規模地震・その他の災害から施設利用者、職員等の生命・身体及び財産を保護することを目的とします。

適用範囲

第2条 この計画は、児童クラブ利用者、職員、他施設に出入する全ての者に適用します。

防火管理者等の権限と業務

第3条 防火管理者は、放課後児童クラブ管理者とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとします。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 防災訓練の計画とその実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用又は取扱に関する指導監査
- (5) 利用人員の把握と安全管理
- (6) その他防火管理上必要な業務

消防機関への報告・連絡

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとします。

- (1) 消防用設備等の点検結果の報告
- (2) 消防教育及び消防訓練の要請
- (3) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き

第2章 予防管理対策

予防管理組織

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため防火管理者のもとに火元責任者を置きます。

火元責任者の業務

第6条 火元責任者は、担当する建物又は区域内において、次の業務を行うものとします。

- (1) 火気管理
- (2) 建物、火気使用設備及び器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常維持管理
- (3) 地震等災害時における火気使用設備器具の安全確認
- (4) 防火管理者の補佐

自主点検等

第7条 日常における火災予防及び火災等が発生した場合、被害の軽減を図るため、次のとおり自主検査等を行います。

- (1) 事務室、遊戯室、厨房等の火気管理
- (2) 火気使用設備器具、電気設備器具の使用前後の安全確認
- (3) 避難口、避難施設等の安全確認
- (4) 消防用設備の外観・機能点検等
- (5) その他火災等予防上必要な事項

自主点検検査の実施

第8条 建物等の検査、消防用設備等の自主点検日は、原則として次のとおりとします。

自主検査	建築物	火気使用設備・器具	電気設備・器具	危険物施設	備考
	6月1日	6月1日	6月1日	6月1日	
	12月1日	12月1日	12月1日	12月1日	

消防用設備等の点検	点検種別	消防設備・器具	警報設備・器具	避難設備・器具	備考
	外観点検	6月1日	6月1日	6月1日	
		12月1日	12月1日	12月1日	
	機能点検	6月1日	6月1日	6月1日	
		12月1日	12月1日	12月1日	
	作動点検	6月1日	6月1日	6月1日	
		12月1日	12月1日	12月1日	
総合点検	12月1日	12月1日	12月1日		

第3章 火災予防措置

防火管理者への連絡事項

第9条 次に掲げる事項を行おうとするものは、事前に防火管理者に連絡し、防災管理上必要な指示を受けます。

- (1) 指定場所以外での臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項。

施設職員の遵守事項

第10条 児童クラブに勤務する全ての職員は、日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難通路、避難口等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備器具等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しない。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、学校敷地内でしないこと。

火気使用時の遵守

第11条 火気を使用する者は、次の事項を遵守します。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前・使用后必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (2) 工事を行うものは、火気管理について防火管理者の指示を受けること。

避難経路図

第12条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を作成し、施設利用者及び職員に周知徹底します。

第4章 教育及び訓練

防災教育及び訓練の実施時期

第13条 防火管理者は、職員に対して次により防災教育及び訓練を行う。

種 別	実 施 月 日	内 容		
防災教育	半年に一回	部分訓練	通報訓練	9月
			消 火	9月
総合訓練	9月		避難誘導	9月
1 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画の周知徹底及び職員の任務について ・ 火災予防上の遵守事項について ・ 発災の周知要領及び避難要領について ・ 震災対策について ・ その他火災予防上必要な事項について 		2 訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合訓練は、訓練を連携して総合的に行う ・ 部分訓練は、通報訓練、消火、避難誘導の訓練を個別に行いそれぞれの任務及び行動の確認をする。 		

訓練の実施報告

第14条 防火管理者は、消防訓練を実施する場合は、「消防訓練通知書」により消防署長に通知するものとする。

別紙 1

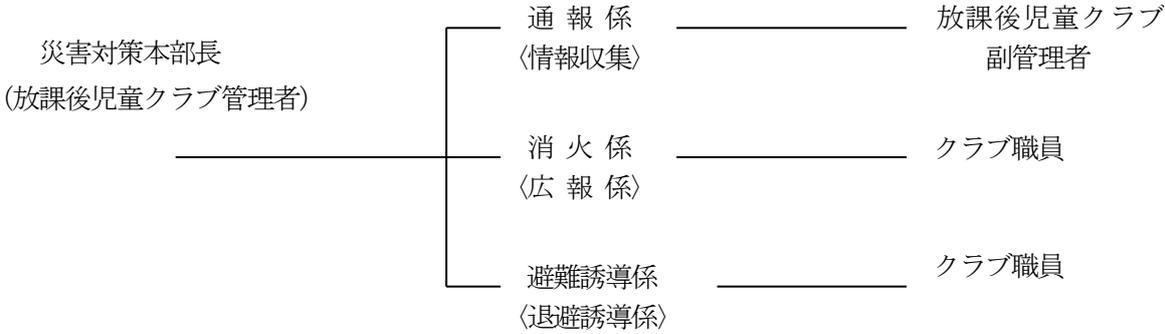
◎ 防火管理組織

防火管理者 放課後児童クラブ管理者

火元責任者	部 屋 名
職員	事務室・更衣室
職員	遊戯室・倉庫・給湯室
職員	トイレ

別紙 2

◎ 自衛消防組織 〈 〉 内は、警戒宣言発令時の任務



火災発生時	警戒宣言発令時
<通報係> 消防機関への通報 関係機関への通報 消防隊との連絡	<情報収集> TV・ラジオ等により警戒宣言 発令に関する情報の収集
<消火係> 消火器等を使用し初期消火 に従事	<広報係> 来所者及び職員に情報を広報する
<退避誘導係> 安全地帯への誘導救出	<退避誘導係> 安全地帯への誘導救出